

道路の位置の指定基準

第1 道路の位置の指定等の取扱基準

第2 道路位置指定技術基準

目 次

第 1 道路の位置の指定等の取扱基準

	頁
1 申請者等	… 2
2 申請書類	… 2
3 申請図面	… 3
4 その他の事項	… 4

第 2 道路位置指定技術基準

1 申請道路の起点	… 5
2 申請道路の延長	… 6
3 申請道路の幅員	… 7
4 申請道路の転回広場等の基準	… 8
5 すみ切りの基準	… 12
6 申請道路の構造基準	… 14
7 階段状道路	… 15
8 申請道路の位置の明確化	… 15

道路の位置の指定基準

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に定める道路を築造し、位置の指定を受けようとする場合について必要な事項を定めることを目的とする。

第1 道路の位置の指定等の取扱基準

1 申請者等

(1) 申請者

指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）の築造に関し、その土地に権利を有する者、又はその土地に権利を有する者より承諾を受けた者とする。ただし、共同名義でもよいものとする。

(2) 申請者の代理人及び図面の作成者

原則として建築士、土地家屋調査士、測量士又は行政書士（以下「代理者」という。）とする。

(3) 道路管理者

指定された道路（以下「指定道路」という。）の維持管理を責任をもって行うことができる者、かつ、市内に住所を有する者とする。

(4) 申請道路の幅員及び延長

道路位置指定技術基準により定められた方法により申請図面に申請道路の幅員及び延長の数値を記入する。なお、単位はメートルとし、小数点以下第2位まで記入する。

2 申請書類

次の各号に定める書類とする。

(1) 道路の位置の指定（変更・廃止）申請書

(2) 添付書類

ア 指定道路の道路管理者届（第1号様式。ただし、変更する場合については第2号様式）

イ 委任状（申請者に代わり代理人が申請手続を代行する場合）

ウ 承諾書

(ア) 権利別ごとに承諾者の住所、氏名及び承諾年月日を記入し、実印を押すものとする。

(イ) 承諾を必要とする権利者等の範囲

a 申請道路部分の土地の所有権者、地上権者、永小作権者、賃借権者、地役権者、採石権者、質権者、入会権者、抵当権者、使用借権者並びに申請道路部分の土地にある建築物の所有権者、質権者、抵当権者、使用借権者、賃借権者及び工作物の所有権者

b その他 特定行政庁が必要と認める権利を有する者

エ 接続承諾書

(ア) 公園、広場その他これらに類するもの

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号口において、公園、広場その他これらに類するものに接続する場合 それぞれの管理者の承諾書

(イ) 道路の接続承諾書

a 申請道路が公道に接続している場合 その道路の管理者の承諾書

b 私道に接続している場合 その私道部分の所有者又は道路管理者の承諾書

(ウ) 排水接続承諾書

申請道路の側溝等が河川等に接続する場合 その管理者若しくは所有者の承諾書
又はそれに代わるものと特定行政庁が認めるもの

オ 許可書等

(ア) 申請道路が河川等を横断する場合 その占用許可書及び工作物設置許可書の写し

(イ) 申請道路部分の土地の地目が農地の場合 農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条による許可書の写し又は届出書の受理通知書の写し

(ウ) 申請道路部分の土地が土地区画整理事業施行区域内にある場合 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条の許可通知書の写し

(エ) 長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成15年12月26日条例第41号）第2条による許可を要する行為に該当するものは、その許可書の写し

(オ) 申請道路部分の土地が公有地に接している場合は、境界確認図の写し。また、私有地に接している場合は、境界を確認すること。

(カ) 申請道路部分の土地が宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内にあり、かつ宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条又は第30条の許可を要する場合は、その検査済証の写し

(キ) 申請道路を築造する場合に、建築基準法第88条に定める工作物の確認の対象となる場合は、その検査済証の写し

カ 相続関係を明らかにする必要がある場合 戸籍謄本

キ 関係権利者全員の印鑑登録証明書（発行の日から3月以内のもの）

ク 申請道路部分の土地登記簿謄本（発行の日から3月以内のもの）

3 申請図面

(1) 附近見取図

本市の都市計画図（縮尺1/2500）を使用し、方位、申請道路の位置、申請道路に接する宅地の範囲（以下「団地区域」という。）及び附近の目標となるものを明示する。

(2) 字図写し

代理者等が、申請の日より3月以内に法務局で転写したもので、転写者の記名押印のあるものとする。なお、申請道路部分の土地が分筆されていない場合は、点線で記入する。

(3) 平面図

- ア 縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/300のいずれかとする。
- イ 申請道路部分を明示し、幅員、延長、区間別延長、区間別勾配、すみ切り、転回広場の寸法、道路側溝の水勾配、道路構造物、杭等の位置を記入する。
- ウ 申請道路部分の土地並びに申請道路に接する土地の地番界、地番、地目及び権利者名を記入する。なお、地番、地目及び権利者名は一覧表として記入してもよい。
- エ 接続する道路の種別及び幅員を記入する。なお、指定道路の場合は、指定番号及び指定年月日も記入する。
- オ 団地区域を明示し、敷地割又は既存建物があればその位置を記入する。
- カ 使用する記号、線及び色は、凡例で明示する。

(4) 求積図

- ア 縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/300のいずれかとする。
- イ 求積には、道路敷部分も含める。
- ウ 団地区域の求積は、宅地ごとの求積も行う。

(5) 横断面図

- ア 縮尺は、1/50以上とする。
- イ 道路幅員、道路区域、横断勾配、道路構造、側溝、縁石、ガードレール等を明示する。

(6) 縦断面図面

- ア 縮尺は、1/200以上とする。
- イ 道路のポイント、総延長及び平均勾配を記入する。
- ウ 道路区間別に、延長、高低差及び勾配を記入する。

(7) その他の図面

その他特定行政庁が必要と認める図面

4 その他の事項

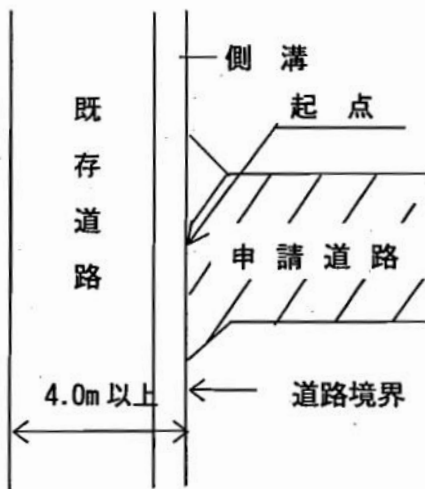
- (1) 権利者が未成年の場合は、法定代理人の承諾を必要とする。
- (2) 権利者の現住所と土地登記簿謄本の住所が相違している場合は、住民票（抄本）の写し又は住居表示の実施の証明書を添付する。
- (3) 申請後、道路の位置を訂正する場合は、申請者の訂正印を要する。ただし、権利に影響が及ばない軽微な訂正は、代理者の訂正印でよい。
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に抵触するものは指定できない。

第2 道路位置指定技術基準

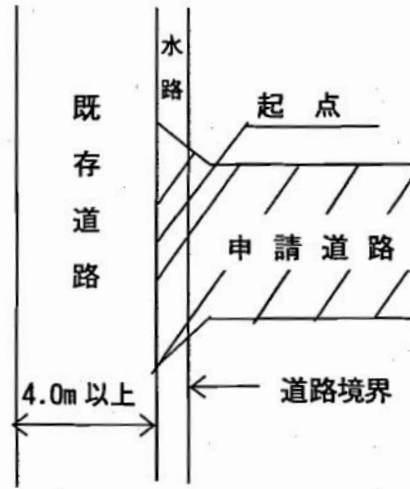
1 申請道路の起点

申請道路の起点は、接続する既存道路の境界線（建築基準法第42条第2項又は第3項の規定により道路が定められている場合は、その境界線）とする。

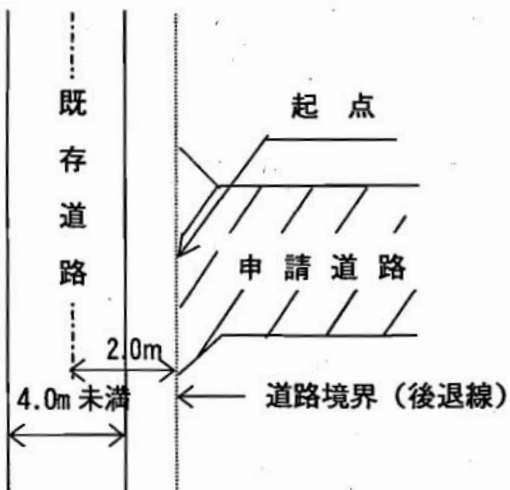
例 ①



例 ②



例 ③

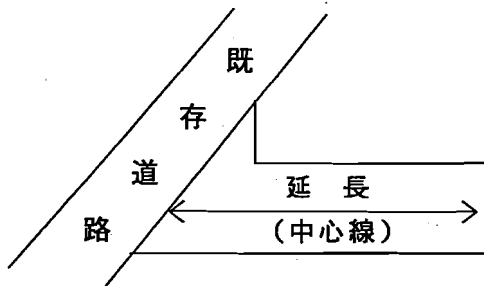


※ 建築基準法第42条第2項ただし書の場合

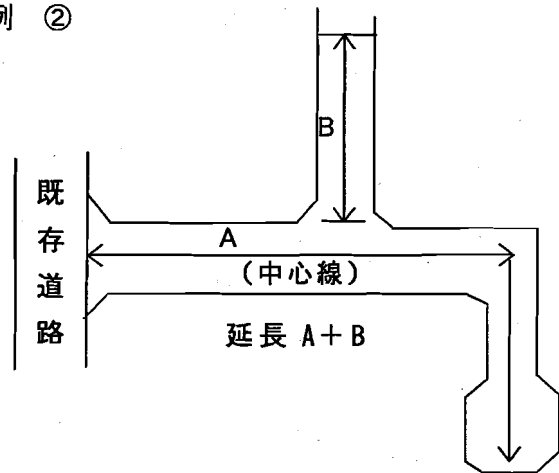
2 申請道路の延長

申請道路の延長の計測は、申請道路の起点から末端の側溝又は縁石までを当該道路の中心線にそって行い、勾配のあるときは水平距離とする。

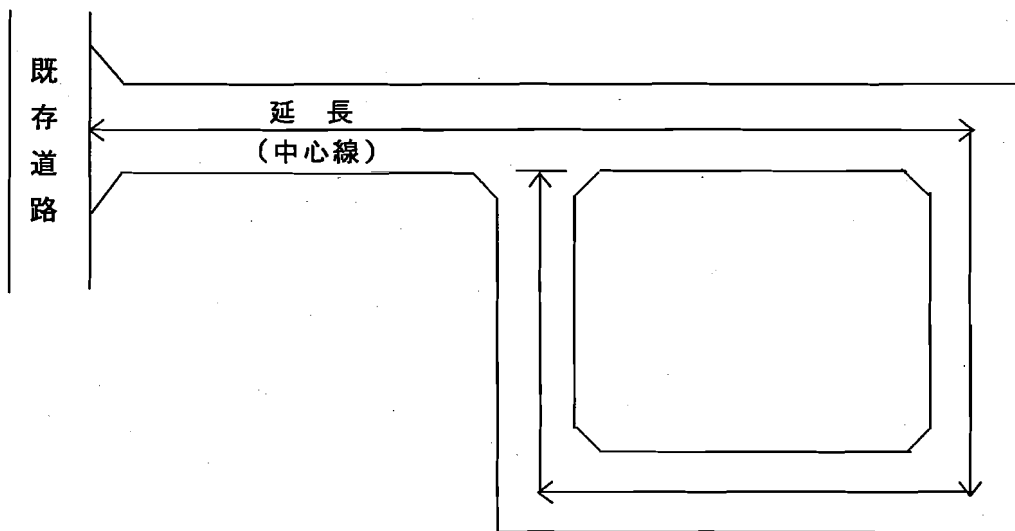
例 ①



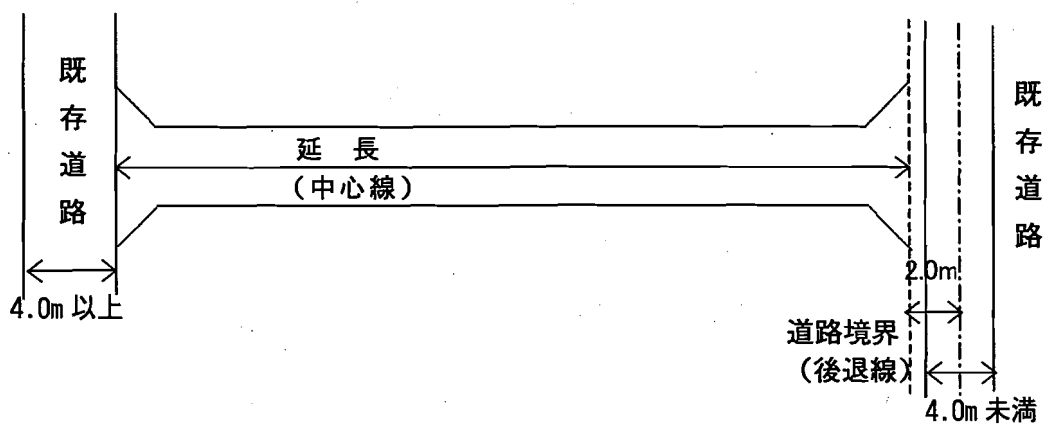
例 ②



例 ③



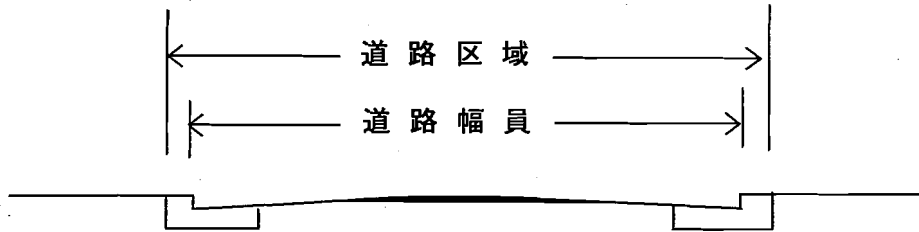
例 ④



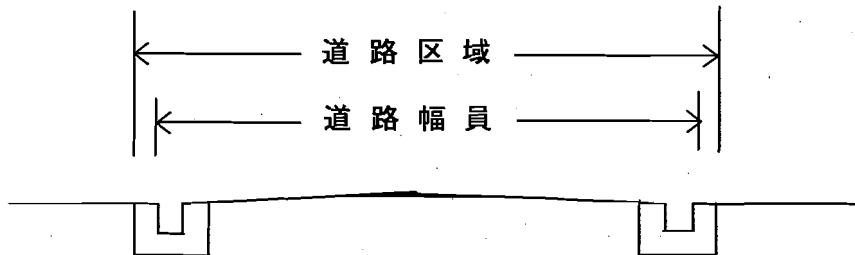
3 申請道路の幅員

申請道路の幅員は、4m以上とし、幅員のとり方は、次図の通りとする。

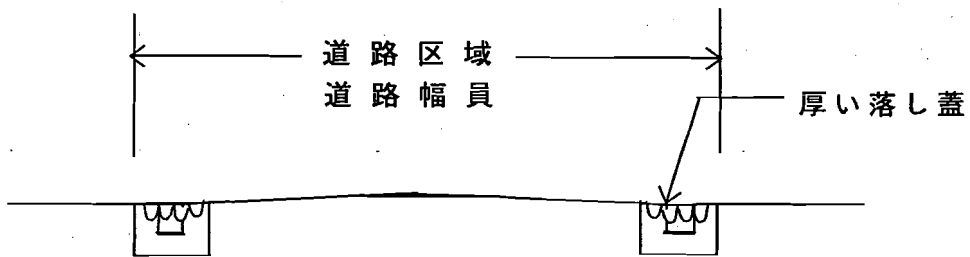
例①



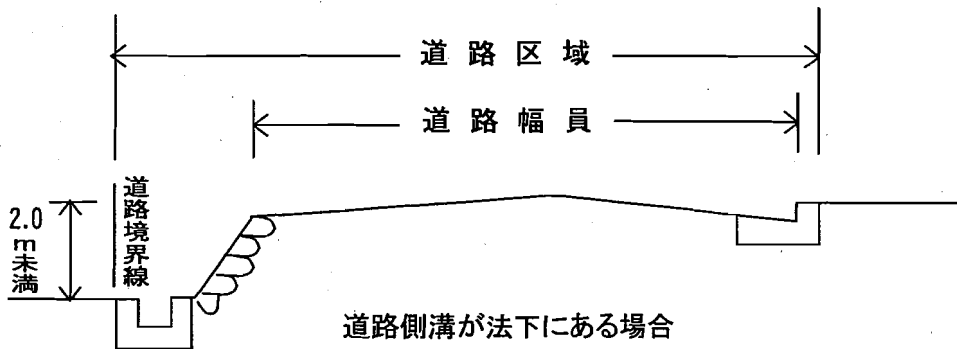
例②



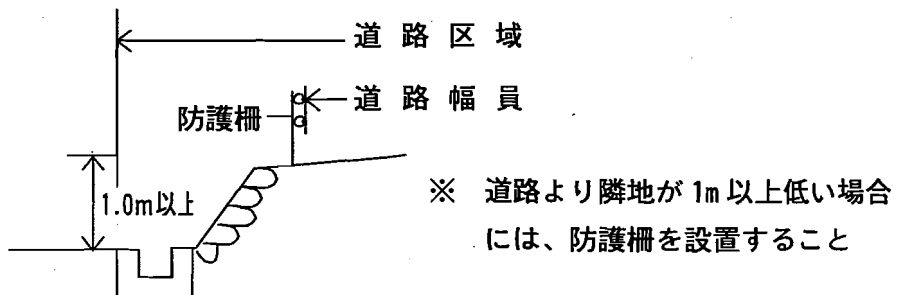
例③



例④



例⑤

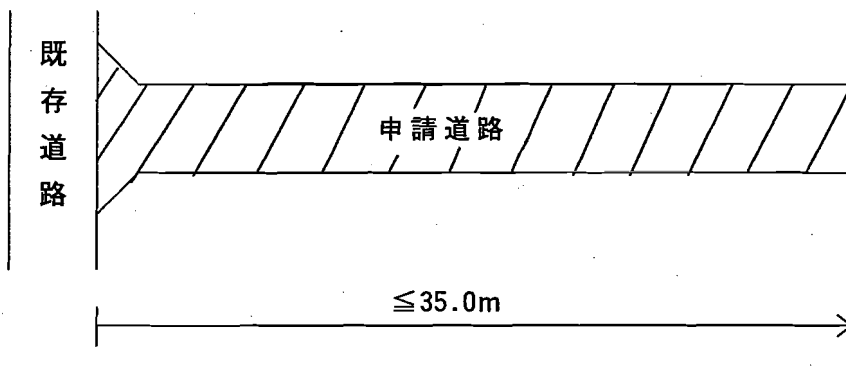


4 申請道路の転回広場等の基準

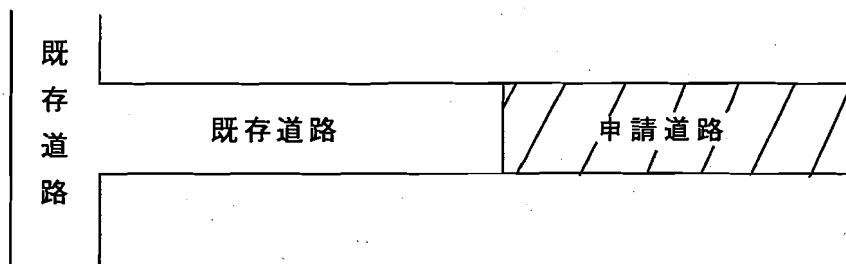
(1) 申請道路の幅員が、4 m以上6 m未満の場合

ア 延長が35メートル以下の場合、転回広場は設けなくてもよい。

例 ①

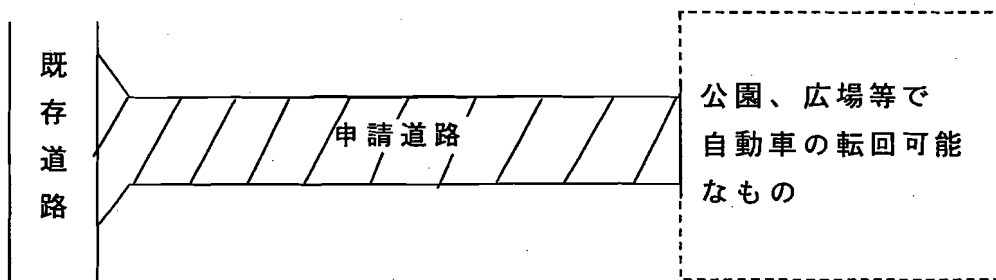


例 ②

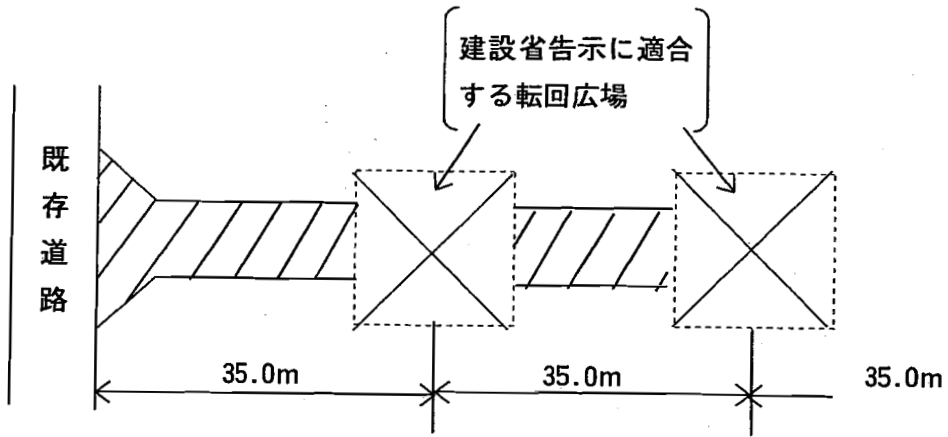


イ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合は、転回広場は設けなくてもよい。

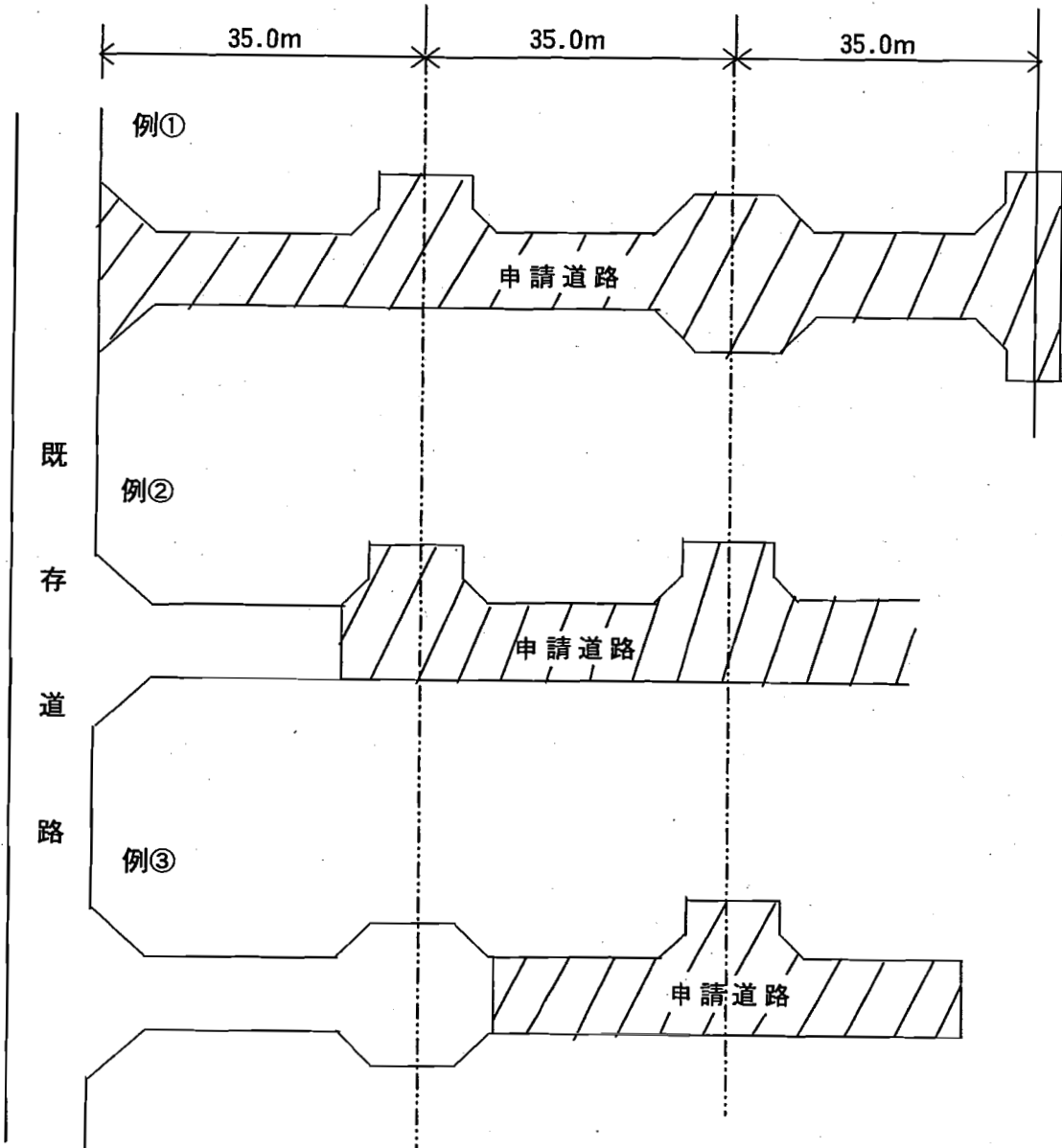
例



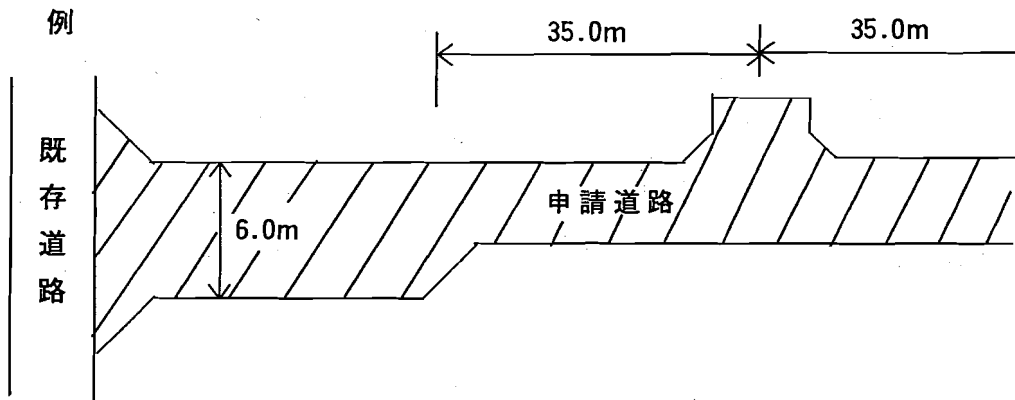
ウ 延長が35メートルをこえる場合は、終端及び区間35メートル以内ごとに建設大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられていること。



転回広場の位置



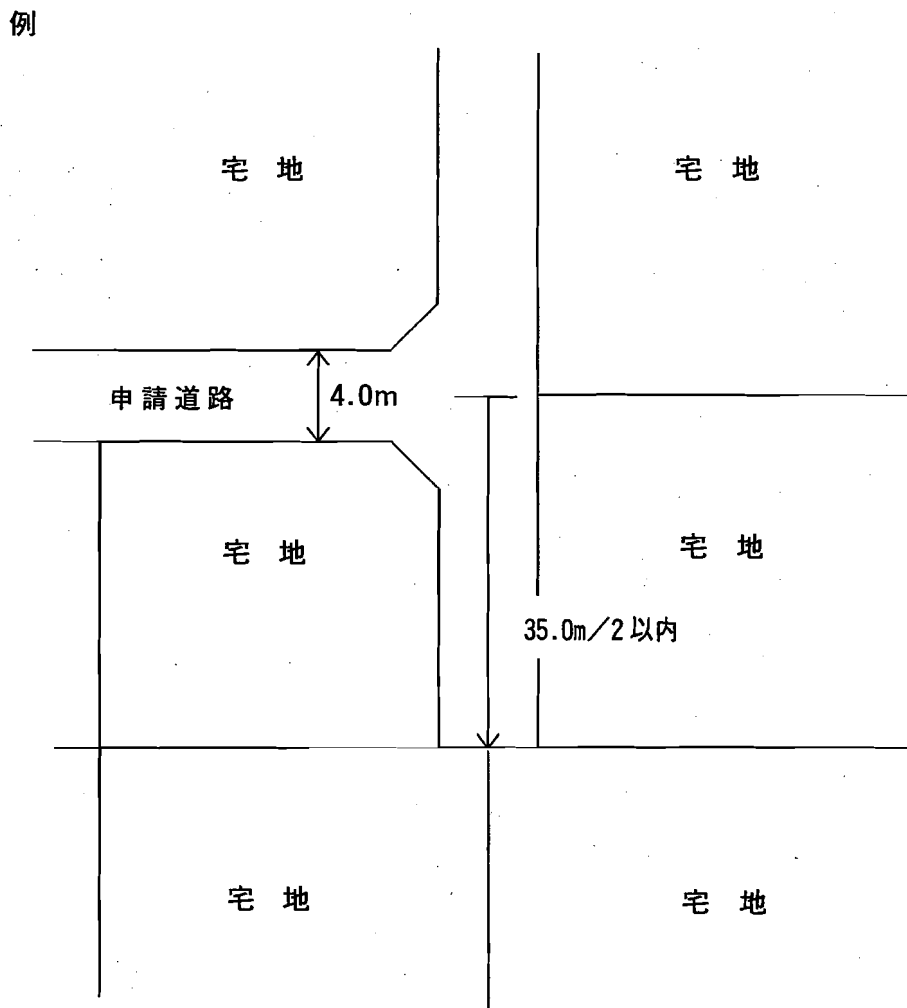
(2) 申請道路又は既存道路に6m以上の幅員がある場合の転回広場の位置



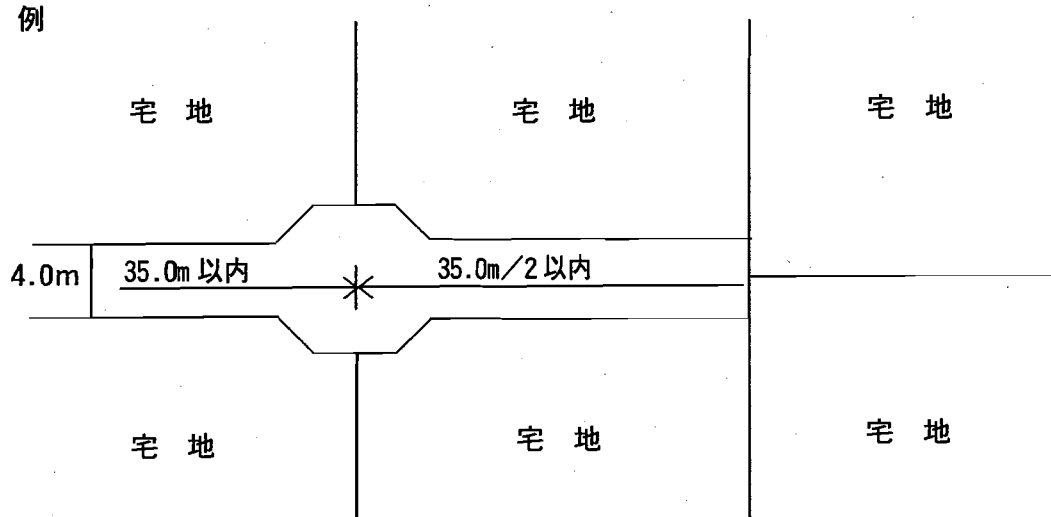
(3) 終端転回広場の緩和

次の各号に掲げる場合は、終端転回広場は設けなくてもよい。

ア 道路の延長が35メートルの2分の1以内で、かつ、1宅地程度のもの

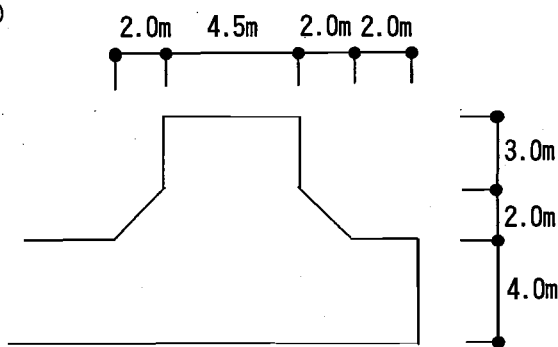


イ 中間の転回広場から終端までの距離が35メートルの2分の1以内のもの
例

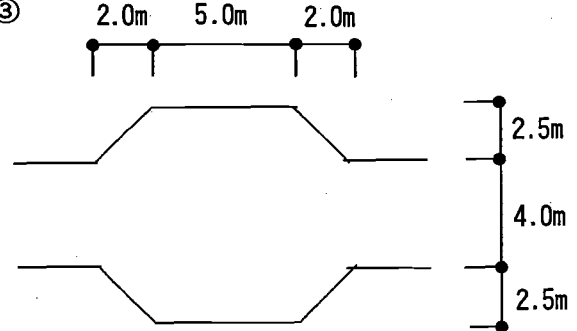


転回広場の一般的な例

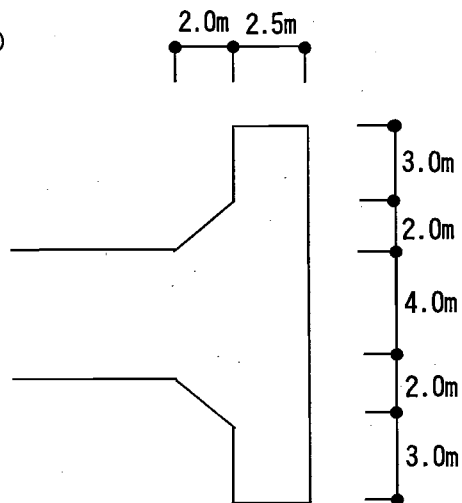
例①



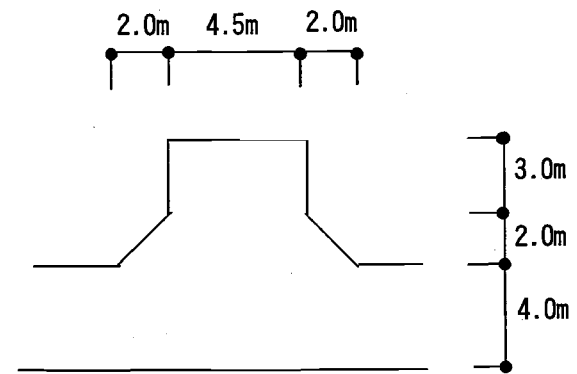
例③



例②



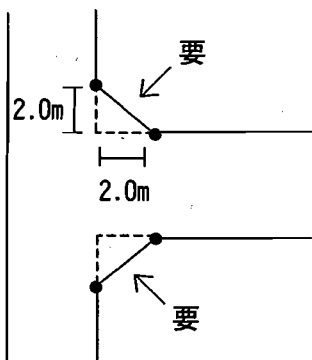
例④



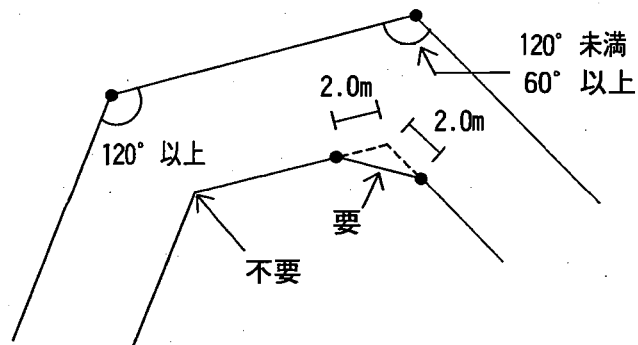
5 すみ切りの基準

- (1) 申請道路が同一平面で交差、接続又は屈曲する箇所内で内角が120度未満の場合はすみ切りを設けること。

例①

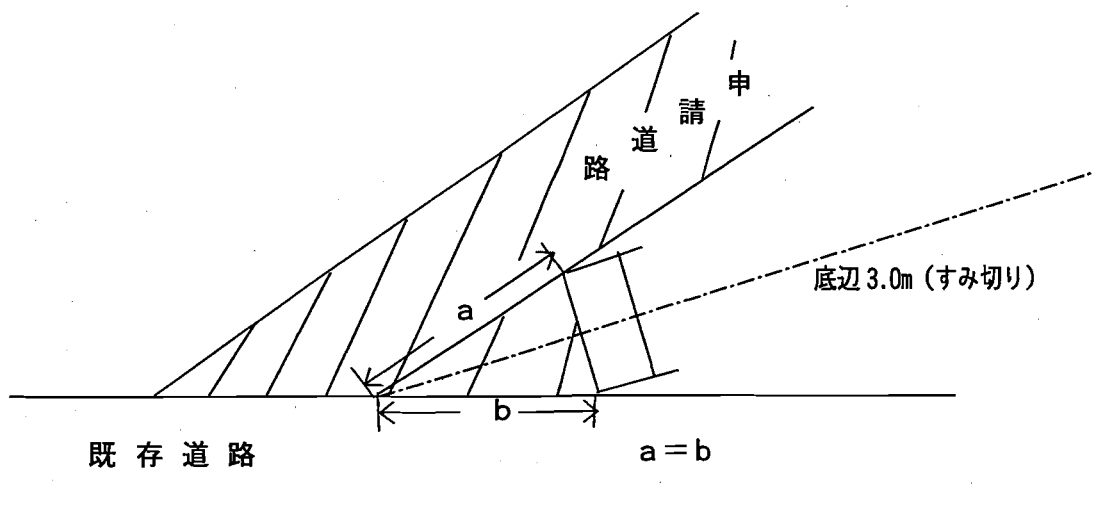


例②



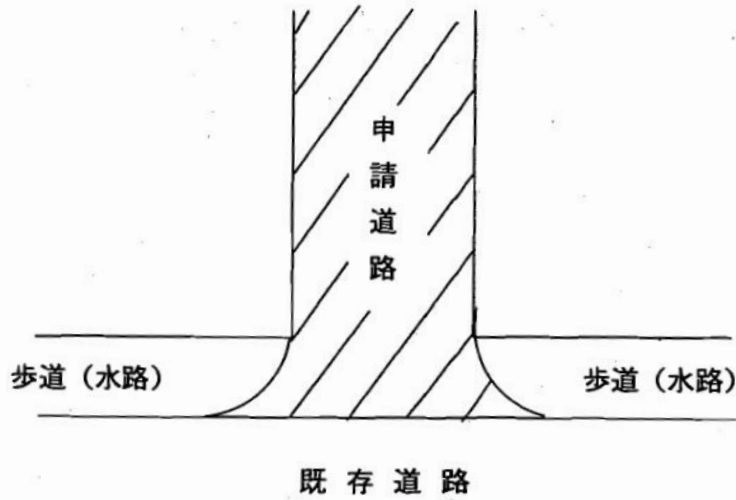
- (2) 申請道路が他の道路若しくは、他の指定道路と同一平面状で交差、若しくは、接続し又は屈曲による内角が、やむを得ず直角と著しく相違する場合及びその他、特別の理由がある場合には、通行の安全上支障のないように個々の交差ごとに決定する。

例



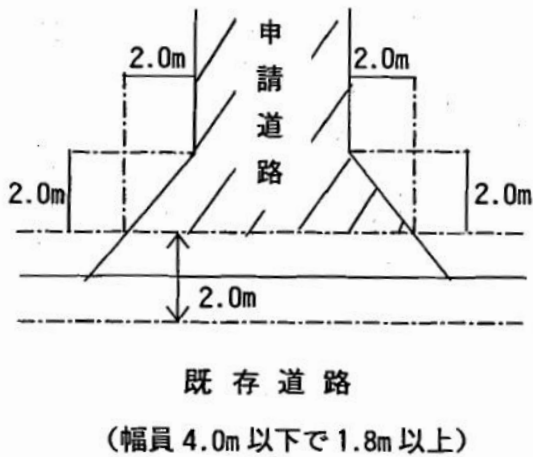
- (3) 歩道又は水路が設けてある既存道路に接続する既存道路のすみ切りは、歩道又は水路部分に設けることができる。

例

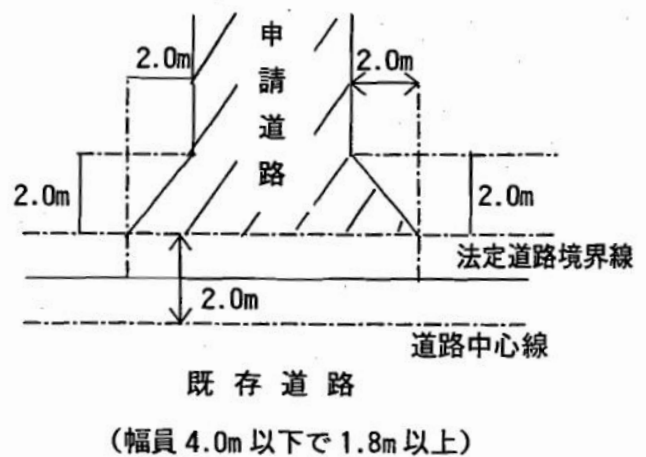


- (4) 建築基準法第42条第2項道路に接続する場合

例①



例②

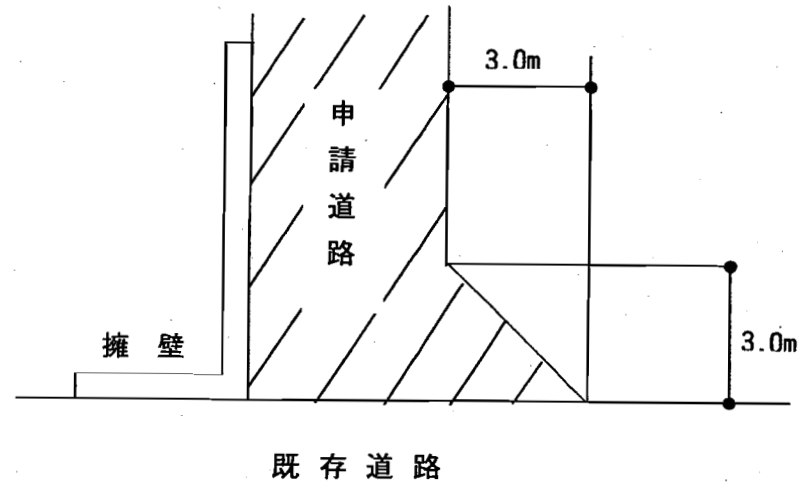


(5) すみ切りのただし書による場合

周囲の状況により、やむを得ないと認め、又はその必要がないと認めるものは、次にかかげる場合等とする。

隅部に堅固な擁壁、建築物などがあり、すみ切りが取れない場合は片側すみ切りの一辺の長さは3メートル以上とする。ただし安全施設等、適切な処置を講ずること。

例



擁壁又は建築物は既存のものとする

6 申請道路の構造基準

申請道路の構造は、次のとおりとする。

- (1) 申請道路の縦断勾配は、12パーセント以下とする。
- (2) 申請道路は、ぬかるみとならない構造とするため、砂利敷（厚さ10cm程度）、コンクリート舗装又はアスファルト舗装とする。
- (3) 申請道路の路肩は崩壊することがないものとする。また、申請道路が他の部分の崩壊等により欠損するおそれがある場合は、その部分を崩壊しないよう保全する。
- (4) 申請道路及びこれに接する敷地内の排水に必要な大きさの側溝等を設ける。
- (5) 横断側溝は、グレーチング蓋とし、車道の場合は耐重型（10トン以上）とする。
- (6) 車道の側溝に側溝蓋を設置する場合は、10メートルごとにグレーチング蓋（耐重型10トン以上）とする。
- (7) 申請道路には、通行の安全を確保するために必要と認められるときは、防護柵を設置する等、適切な処置を講ずること。

7 階段状道路

申請道路は、階段状でない構造とする。ただし、やむを得ず階段道路とする場合は、次の各号を満たす構造としなければならない。

- (1) 階段状道路は、延長は100メートル以内とし、他の道路との接続地点から距離2メートルは、階段状としてはならない。
- (2) 階段及び踊場の幅は、道路の幅員と同一とする。
- (3) け上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とする。
- (4) 高さ4メートルを超えるものにあつては、高さ4メートル以内ごとに、踏面の寸法1.2メートル以上の踊場を設ける。

8 申請道路の位置の明確化

- (1) 申請道路の位置を明確にするため、起点、交点、屈曲点及び終点には、耐久性のあるコンクリート製標示杭又は縁石を設置する。
- (2) コンクリート造の側溝等があり位置が明確にわかる場合は、表示杭を設けないことができる。

附 則

この基準は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（令和7年5月15日決裁）

この基準は、令和7年5月23日から施行する。